

株式交換に関する事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 5 月 22 日

a b c 株式会社

2026 年 5 月 22 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号

a b c 株式会社

代表取締役 松田 元

a b c 株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社ボンド（以下「ボンド社」といいます。）は、2026 年 5 月 21 日付で、当社を株式交換完全親会社、ボンド社を株式交換完全子会社、効力発生日を 2026 年 6 月 12 日とする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当該契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、当社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

abc 株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ボンド（以下「乙」という。）とは、2026 年 5 月 21 日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式の全部を甲に取得させる。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：abc 株式会社

住所：東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ボンド

住所：東京都港区新橋三丁目 7-3 新橋フォディアビル B1F

第 3 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 6 月 12 日とする。ただし、株式交換手続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第 4 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株式名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式の数の合計に 35,710 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株式名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 35,710 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、甲が割当交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に

従い、甲が別途定める金額とする。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、2026 年 5 月 21 日に開催予定の臨時株主総会（以下「乙の株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、乙株主総会の開催日を変更することができる。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各自の業務を執行し、一切の財産の管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議の上合意して実行する。

第 8 条（本契約の変更及び解除等）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項ただし書きに定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は第 8 条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 11 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 12 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

（以下余白）

この合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 21 日

(甲)

住 所 東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号

会社名 abc 株式会社

代表者 代表取締役 松田 元

(乙)

住 所 東京都港区新橋三丁目 7-3 新橋フォディアビル B1F

会社名 株式会社ボンド

代表者 代表取締役 平田 比呂

別紙2 会社法 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ボンド社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	35,710
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：714,200株	

(注 1) 本株式交換に係る割当比率

当社は、ボンド社の普通株式 1 株に対して、当社株式 35,710 株を割当て交付いたします。本株式交換により交付する当社の普通株式の数は 714,200 株となります。なお、当該交付に係る全ての株式について、新たに 714,200 株を発行する予定です。

(注 2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満）を保有することとなるボンド社の株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

(注 3) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びボンド社グループから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「T F A」という）に算定を依頼いたしました。提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、T F A が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算

定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称並びに当事会社との関係

算定機関であるT F Aは、当社及びボンド社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

当社株式については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月20日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定）を用いて算定いたしました。算定された株価は、基準日は112円、直近1ヶ月間173円及び直近3ヶ月間201円です。その結果、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	112円～201円

T F Aは、ボンド社の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、事業規模等の観点から参照しうる類似上場会社がないことから類似上場会社法は採用せず、また、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、修正簿価純資産法ではなく、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値の算定を行いました。T F Aは、ボンド社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、ボンド社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、ボンド社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、DCF方式による算定については、ボンド社が作成した事業計画の予測期間である3カ年（2027年8月期～2029年8月期）までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、DCF方式を採用したボンド社の財務予測については、ボンド社の業務が事業計画通りに行われることを前提に予測されたものです。

算定方式	算定結果
DCF法	71百万円～86百万円

下記の事業計画は、ボンド社の業務内容を積み上げた結果算出された事業計画となります。

< ボンド社事業計画（単位：千円） >

	2026年 8 月期	2027年 8 月期	2028年 8 月期	2029年 8 月期
売上高	235,000	250,000	365,000	380,000
営業利益	11,585	17,897	32,897	37,897
経常利益	11,585	17,897	32,897	37,897

ボンド社の事業計画は、既存事業の売上成長およびイベント事業の拡大を前提として策定しております。

ボンド社の直近の実績として、2024年 8 月期において売上高156百万円、営業利益 7 百万円、2025年 8 月期において売上高226百万円、営業利益 1 百万円を計上しており、広告宣伝費用によって一時的に営業利益は減少しておりますが、既存店舗の運営を基盤とした事業基盤を有しております。

今後の売上高については、既存事業における顧客数の増加及び店舗稼働率の向上により、段階的な売上拡大を見込んでおります。また、ボンド社は店舗運営の収益に加えて、大型イベントの開催を通じた収益機会の拡大を計画しております。当該イベントは、店舗顧客を基盤とした集客が可能であることから、一定の開催実績及び運営ノウハウを有しており、今後は開催を継続していく方針としております。

具体的には、当該イベントは 1 回につき 3 日間開催し、参加者数は約5,000名、参加費は 1 名あたり 20,000円程度を想定しております。この前提に基づき、1 回のイベント開催による売上高は約100百万円程度、営業利益は約10百万円程度を見込んでおります。

イベント開催回数については、2026年 8 月期及び2027年 8 月期においては年 1 回の開催を計画、2028年 8 月期以降は事業規模の拡大及び運営体制の整備を踏まえ、年 2 回の開催を想定しております。

このように、既存店舗事業による安定的な売上成長に加え、大型イベントの開催による収益機会の創出を組み合わせることで、売上高および利益の段階的な成長を見込んでいることから、当該事業計画に反映しております。

2. 当該種類の財産を選択した理由

本株式交換は株式を対価とすることにより、現金支出を伴わずに事業基盤を取得できる点に意義があります。株式交換の採用により、ボンド社株主と当社株主との利害を一致させ、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途定める額といたします。係る取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

貸借対照表

(1 ページ目)

企業名 株式会社ボンド

2025 年 08 月 31 日 現在

<資産の部>		<負債の部>	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	27,853,383	買掛金	172,025
売掛金	3,605,554	未払費用	604,195
たな卸資産	363,859	通常の取引に関連して発※03	
商品	363,859	未払金	1,812,314
前払費用	816,000	未払法人税等	147,900
流動資産に属する資産に※01		未払消費税等	1,454,500
貸倒引当金	▲21,000	預り金	1,037,564
流動資産	32,617,796	役員借入金	33,503,567
		流動負債	38,732,065
【固定資産】			
有形固定資産		<負債>	38,732,065
建物附属設備	832,354		
工具器具備品	382,303	<純資産の部>	
車両運搬具	3,927,096		
有形固定資産	5,141,753	【株主資本】	
投資その他の資産		資本金	1,000,000
前各号に掲げられるも※02		利益剰余金	
長期前払費用	607,017	その他利益剰余金	
差入保証金	4,030,000	繰越利益剰余金	2,692,201
預託金	27,700	その他利益剰余金	2,692,201
投資その他の資産	4,664,717	利益剰余金	2,692,201
固定資産	9,806,470	株主資本	3,692,201
		<純資産>	3,692,201
<資産>	42,424,266	<負債純資産>	42,424,266

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※：科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

損 益 計 算 書

(1 ページ目)

企業名 株式会社ボンド

自 2024 年 09 月 01 日 から
至 2025 年 08 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
【営業活動による収益】		
売上高		
売上高		258,662,014
売上値引及び戻り高	32,059,616	
【営業活動による費用・売上原価】		
営業活動による費用・売上原価の内訳		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	226,391	
商品期末たな卸高	363,859	
仕入高	4,881,697	
【売上総利益又は売上総損失（△）】		221,858,169
【販売費及び一般管理費】		
広告宣伝費	129,456,076	
役員報酬	16,200,000	
福利厚生費	3,118	
交際費	6,155,486	
通信費	824,456	
消耗品費	737,091	
租税公課	251,860	
減価償却費	5,200,991	
修繕費	165,820	
保険料	733,835	
貸倒引当金繰入額	21,000	
支払報酬	1,071,192	
外注費	34,232,306	
支払手数料	3,740,551	
地代家賃	10,450,000	
長期前払費用償却	55,183	
水道光熱費	1,076,252	
車両費	276,788	
会議費	2,566,633	
諸会費	7,200	
旅費及び交通費	2,822,831	
備品・消耗品費	4,165,164	
【営業利益又は営業損失（△）】		1,644,336
【営業外収益】		

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※ : 科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

損 益 計 算 書

(2 ページ目)

企業名 株式会社ボンド

自 2024 年 09 月 01 日 から
至 2025 年 08 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
受取利息	43,495	
雑収入	17,342	
営業外収益		60,837
【経常利益又は経常損失（△）】		1,705,173
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	27,000	
特別利益		27,000
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）】		1,732,173
【法人税等】		432,855
法人税、住民税及び事業税	432,855	
【当期純利益又は当期純損失（△）】		1,299,318

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※ ： 科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

株主資本等變動計算書

企業名 株式会社ボンド

自 2024 年 09 月 01 日 から
至 2025 年 08 月 31 日 まで

単位：円

[illegible]

個 別 注 記 表

注記表

会計指針
この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法により評価

固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 建物附属設備については法人税法の規定による定額法 工
器具備品については法人税法の規定による定率法

引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため法人税法の規定による法定繰入率により計上(千円未満切捨)

収益及び費用の計上基準
収益については実現主義により、費用については発生主義により計上

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税の会計処理 消費税の会計処理は税抜方式によっている

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額
6,392,847

株主資本等変動計算書に関する注記
当該事業年度の末日における発行済み株式の数 20株